

[トップ](#)
[社協とは](#)
[事業一覧](#)
[広報「社協たかさき」](#)
[アクセス・連絡先](#)
サービスメニュー

[高齢者に関するサービス](#)
[子どもに関するサービス](#)
[障害者に関するサービス](#)
[福祉の貸付](#)
[福祉の仕事をしたい人](#)
[結婚を望む人](#)
[ボランティア活動](#)
[トップ](#) > 「平成28年熊本地震義援金」募集について

「平成28年熊本地震義援金」・ 「平成28年4月地震大分県被災者義援金」募集について

～ご協力をよろしくお願ひします～

熊本県、大分県を中心に大きな被害をもたらした「熊本地震」の被災者を支援するため、群馬県共同募金会高崎市支会では、義援金を受付けています。義援金は、群馬県共同募金会を通じて、被災県の行政、共同募金会、日本赤十字社等で構成する配分委員会で取りまとめ全額が被災者に届けられます。

◎受付期間

平成28年6月30日(木)まで

◎窓口受付時間

午前9時から午後5時15分まで

◎募金方法

○窓口募金

高崎市社会福祉協議会本所及び各支所の窓口で受付けています。

◎問い合わせ先

高崎市社会福祉協議会

高崎市末広町115番地1 高崎市総合福祉センター3階

TEL 027-370-8855

FAX 027-370-8856

※各支所

倉渕支所 027-378-3440

箕郷支所 027-371-6868

群馬支所 027-373-7494

新町支所 0274-42-5173

榛名支所 027-374-5185

吉井支所 027-387-3187

●熊本県に義援金を送りたい方はこちら●

(平成28年熊本地震義援金)

◎口座振込

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
肥後銀行 (ヒゴギンコウ)	水道町支店 (スイドウチョウシテン)	(普)1281400	社会福祉法人熊本県共同募金会
熊本銀行 (クマモトギンコウ)	花畑支店 (ハナバタシテン)	(普)0025449	
ゆうちょ銀行	00950-2-174321		熊本県共同募金会熊本地震 (クマモトケンキョウドウホケンカイクマモトジン)

※肥後銀行、熊本銀行及びゆうちょ銀行における窓口での振込みについての手数料は無料。

※上記以外の他銀行からの振込みやATM、ネットバンキング等についての手数料は有料。

◎義援金の配分

義援金配分委員会で決定し、熊本県の被災者に配分します。

◎義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。

各金融機関等での振込金受領証または熊本県共同募金会発行の領収書をもって税制上の優遇措置対象とします。金融機関での振込受領証等に「平成28年熊本地震義援金募集要綱」を添えて、確定申告時にご提出ください。

・くわしくは[熊本県共同募金会](#)をご覧ください

●大分県に義援金を送りたい方はこちら●
(平成28年4月地震大分県被災者義援金)

◎口座振込

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
大分銀行	ソーリン支店	(普)732631	社会福祉法人 大分県共同募金会

※大分銀行は、本店・支店の窓口からの振込手数料は無料

※上記以外の他銀行等からの振込やATMなどの窓口以外の振込の場合には手数料がかかります。

【注意】熊本地震義援金と区別するために必ずお名前の後ろに(大分)と明記してください。

◎義援金の配分

義援金配分委員会で決定し、大分県の被災者に配分します

◎義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。

各金融機関等での振込金受領証または大分県共同募金会発行の受領書(現金受付のみ)をもって税制上の優遇措置対象となります。金融機関での振込受領証ともに「平成28年4月地震大分県被災者義援金募集要綱」を添えて、確定申告時にご提出ください。

・くわしくは[大分県共同募金会](#)をご覧ください

●熊本県・大分県の両県に義援金を送りたい方はこちら●
(平成28年熊本地震義援金)

◎中央共同募金会の義援金受付口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	(普)0162585	(福)中央共同募金会熊本地震義援金
りそな銀行	東京公務部	(普)0124323	(福)中央共同募金会
三井住友信託銀行	本店営業部	(普)0180014	(福)中央共同募金会

※三井住友銀行:本店・支店間の窓口・ATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行:りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行からの本支店間の振込手数料は無料(ATMも含む)

※三井住友信託銀行:三井住友信託銀行の窓口やATM(カードに限る)、三井住友信託ダイレクトでの振込手数料は無料

◎義援金の配分

義援金配分委員会で決定し、被災2県の被災者に配分します。

◎義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当し、税制優遇措置の対象となります。

各金融機関での振込金受領証等に「平成28年熊本地震義援金募集要綱」を添えて、確定申告時にご提出ください。

・くわしくは[中央共同募金会](#)をご覧ください

[トップ](#)	[社協とは](#)	[事業一覧](#)	[広報「社協たかさき」](#)	[アクセス・連絡先](#)
[高齢者に関するサービス](#)	[子どもに関するサービス](#)	[障害者に関するサービス](#)	[福祉の貸付](#)	[福祉の仕事をしたい人](#)
[結婚を望む人](#)	[ボランティア活動](#)	[プライバシーポリシー](#)	[サイトマップ](#)	

社会福祉法人 高崎市社会福祉協議会
〒370-0065 群馬県高崎市末広町115-1 高崎市総合福祉センター内
TEL:027-370-8855 FAX:027-370-8856

Copyright (C) Takasaki City Council of Social Welfare. All Rights Reserved.